

東北電力株式会社
取締役社長
原 田 宏 哉 様

農事用電力に係る 要 請 書

平成30年7月30日

東北六県及び新潟県土地改良事業団体連合会

要 請 書

水土里ネット（正式名称「土地改良区」）には、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能を発揮させるため、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水等を次世代に良好な状態で継承し、また、農業や再生可能エネルギーに対する国民の関心や期待に十分に応えていく責務があります。さらには、大規模自然災害のリスクが高まる中、農業・農村のみならず、住民のいのちや暮らしの安全の確保や国土強靱化にも貢献しています。

電力の小売自由化は、平成12年以降、段階的に進められ、平成28年4月から全面自由化となっている一方、50kV以下の低圧分野については、需要家の保護の観点から、経過的な措置として従来と同様の規制料金が維持されています。

この経過措置は、平成32年3月末までとされていることから、現在、経済産業省の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において、課題検討を行っていると聞いております。

現在、各電気事業者は、農業等への影響を踏まえて、経過措置のある低圧分野のみならず、特別高圧、高圧分野においても、従来の農事用電力メニューを継続している状況にあります。

しかしながら、平成32年3月末までの経過措置が終了後、仮に、農事用電力メニューが撤廃された場合には、農業水利施設の維持管理への影響が極めて大きいことから、農業の持続的発展や成長産業化、農村の振興に甚大な影響が危惧されます。

電力料金の負担増となった場合、組合員である農業者に負担を求めざるを得なく、米をはじめとする農産物の価格低迷や担い手不足が深刻な状況の中で、組合員に一層の追い討ちをかけるものです。これにより、益々離農者が増え、食料の安定供給・自給率の向上、良好な農村環境の維持が困難となるとともに、地域の防災・減災能力が低下し、結果として国土の荒廃に繋がる懸念が懸念されます。

これらを踏まえ、下記の事項について、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 一 農事用電力について、その利用実態や社会的・経済的意義等を踏まえ、低圧分野の経過措置の継続並びに既に自由化されている特別高圧、高圧分野を含めた農事用電力メニューの継続と料金の据え置きを要望する。

福島県土地改良事業団体連合会
会 長 車 田 次 夫

宮城県土地改良事業団体連合会
会 長 伊 藤 康 志

岩手県土地改良事業団体連合会
会 長 及 川 正 和

山形県土地改良事業団体連合会
会長理事 佐 貝 全 健

秋田県土地改良事業団体連合会
会 長 高 貝 久 遠

青森県土地改良事業団体連合会
会 長 野 上 憲 幸

新潟県土地改良事業団体連合会
会 長 三 富 佳 一